

令和元年度

千葉市環境審議会 環境総合施策部会

第1回 環境教育等推進専門委員会

議 事 録

令和2年1月23日（木）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和元年度 千葉市環境審議会環境総合施策部会
第1回 環境教育等推進専門委員会

日時 令和2年1月23日(木)
午後3時00分～午後4時05分
場所 千葉市総合保健医療センター
4階 研修室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の見直しについて

3 そ の 他

4 閉 会

配付資料

- | | |
|---------|-------------------------|
| 資料1 | 現行千葉市環境教育等基本方針(概要) |
| 資料2-1 | 次期千葉市環境教育等基本方針(骨子案) |
| 資料2-2 | 次期千葉市環境教育等基本方針(骨子案)イメージ |
| 資料3 | 今後のスケジュール(案) |
| 参考資料1-1 | 諮問書(写し) |
| 参考資料1-2 | 諮問書添付資料 |
| 参考資料1-3 | 国の基本方針改定概要 |
| 参考資料2 | H30環境学習モデル校ヒアリング結果(概要) |

午後 3 時 0 0 分 開会

【塚本温暖化対策室主査】 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度千葉市環境審査会 環境総合施策部会 第 1 回環境教育等推進専門委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます環境保全課温暖化対策室の塚本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、開会にあたりまして、環境保全部長の矢澤よりご挨拶を申し上げます。

【矢澤環境保全部長】 皆様、こんにちは。環境保全部長の矢澤でございます。環境教育等推進専門委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多用中のところ、お足元の悪い中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の環境行政はもとより、市政各般にわたり多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。また、委員の就任に当たりまして、快くお引受けいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、持続可能な開発目標 (SDGs) でございますけれども、2015 年に国連サミットで採択された国際的な目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げております。その中で、教育はゴールの 4 に位置づけられるとともに、全ての SDGs の基礎と言われるほど重要視をされているところでございます。

昨年末にスペインで開催された COP25 において、環境活動家のグレタさんが演説を行ったのは記憶に新しいことと思います。彼女の演説やこれまでの行動が若者たちに大きな影響を与える契機となり、環境問題に対する行動を促しているところでございます。

こうした教育の重要性や、若い世代の環境に対する意識づけが世界的に高まりつつある中、本日は議題として、昨年 8 月 5 日の環境審議会環境総合施策部会にて諮問しました「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の見直しについて」を挙げさせていただいております。

委員の皆様には忌憚のないご意見を賜り、見直し内容に反映してまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様には、今後ともご専門の立場から本市の環境行政の推進に一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 本日の会議につきましては、千葉市環境審議会運営要綱の規定により、委員の半数以上の出席が必要でございます。本日は、委員総数 6 名のうち 4 名の方がご出席ですので、会議は成立しております。

続きまして、初めての専門委員会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせ

ていただきたいと思います。大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。また、敬称は省略させていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

まず、委員長席に向かいまして右側からご紹介させていただきます。田原委員でございます。

【田原委員】 よろしく願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 前野委員でございます。

【前野委員】 よろしく願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 委員長席に向かって左側に移りまして、森委員でございます。

【森委員】 森と申します。よろしくお願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 三島委員でございます。

【三島委員】 三島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 なお、千葉市中学校校長会及び小学校校長会からの委員につきましては、来年度の4月に予定しております第2回の専門委員会からご出席予定とのご連絡をいただいておりますので、本日は欠席となります。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境保全部長の矢澤でございます。

【矢澤環境保全部長】 改めまして、矢澤でございます。よろしくお願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 環境保全課長の安西でございます。

【安西環境保全課長】 安西でございます。よろしくお願いいたします。

【塚本温暖化対策室主査】 環境保全課温暖化対策室の小嶋でございます。

【小嶋温暖化対策室担当】 小嶋と申します。よろしくお願い致します。

【塚本温暖化対策室主査】 なお、環境保全課温暖化対策室室長の秋山でございますが、本日は体調不良のため欠席とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、教育委員会教育指導課の方につきましても、本日、業務多忙ということでご欠席の連絡をいただいておりますので、その点もご了承ください。

続きまして、会議資料について確認をさせていただきたいと思います。お手元の次第のところに記載してございますが、多岐にわたりますので、確認を一緒にさせていただければと思います。

まず、次第をめくりまして、2枚目に席次表と、裏面に委員の皆様の職名等を記載した名簿がございます。続きまして、A4の資料1というものが1枚ございます。資料2-1、資料2-2、資料3、その次に参考資料の1-1から1-3、これは前回の環境総合施策部会の資料になります。最後に参考資料の2ということで、次第に記載してある資料は以上となります。

資料名は書いてございませんが、視察の目的と書いたパワーポイントの資料がございます。これは昨年末に先進都市の視察をしたときの資料となりますので、参考

として置かせていただいております。また、冊子の資料としまして 3 種類を机上に配付させていただいております。まず、ホチキス留めの資料としまして、「千葉市環境学習モデル校活動実践集 平成 30 年度」というものが 1 部ございます。続きまして、「千葉市環境教育教材（小学生版）エコエコ大作戦」、こちらが 1 部ございます。あと、中学生版、一般向けということで「環境学習ハンドブック」を 1 冊配付しております。資料の過不足等は大丈夫でしょうか。

最後に、本日の会議ですけれども、千葉市情報公開条例により公開することが原則となっております。また、議事録につきましても公表することになっておりますので、あらかじめご了承くださいたいと存じます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

最初に、会議の議長でございますが、環境審議会運営要綱により委員長が行うこととなっておりますが、委員長が決まるまでの間は、矢澤環境保全部長が議事の進行を務めさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【塚本温暖化対策室主査】 ありがとうございます。それでは、矢澤部長、よろしくお願ひいたします。

【矢澤環境保全部長】 それでは、僭越ではございますけれども、部会長が決まるまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題 1「委員長及び副委員長の選出について」、お諮りをいたします。委員長、副委員長の選出方法につきましては、千葉市環境基本条例によりまして委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

【三島委員】 名簿を拝見いたしますと、今日のこの集まり自体は環境総合施策部会の下部に当たるとお聞きしております。部会からの委員の方が前野委員と森委員ということですので、委員長、副委員長は、前野委員、森委員にお願いしたいと思ひます。前野委員が部会長をされているともお伺ひしておりますので、前野委員に委員長を、森委員に副委員長をとと思ひますが、いかがでしょうか。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。今、三島委員より、委員長に前野委員を、副委員長に森委員をとの提案がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。それでは、委員長は前野委員に、副委員長は森委員にお願いをしたいと存じます。

私はこれで任を解かせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

【塚本温暖化対策室主査】 それでは、前野委員は委員長の席に、森委員は副委員長席の席にご移動をお願いできればと思ひます。荷物はそのまま結構でございます。

（前野委員は委員長席に、森委員は副委員長席に移動）

【塚本温暖化対策室主査】 ご移動ありがとうございます。ここからの議事の進行につきましては、前野委員長にお願いしたいと存じます。前野委員長、よろしくお願ひいたします。

【前野委員長】 委員長を仰せつかりました前野でございます。僭越ではございますが、委員長の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

千葉県環境審議会は、これまでもいろいろな議論を重ねてまいりまして、さらに、環境総合施策部会ということで議論を重ねさせていただいております。特に、今回が第1回ということですのでけれども、教育が非常に重要であるということから、環境教育等の推進専門委員会をスタートさせてご議論を賜りたいということでございます。

委員長就任にあたりましては、私は微力でございますけれども、お役に立てればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

特に環境教育に関しましては、我が国も長い歴史を持っているわけでございます。公害問題から、自動車の様々な問題、あるいはプラントの問題等がございます。歴史は持っているのですけれども、昨今のSDGsに代表されるような世界的な流れ、地球的規模の流れというのは、我々が最初に思っておりました以上に影響が大きくなってきている状況でございます。

まさに昨年も、台風等で予想もしないような風が吹いたり、雨が降ったりということがございました。2000年以前に新エネルギー、省エネルギーの機運が我が国にもあったときに、地球温暖化がどのような影響を及ぼすであろうかという議論は随分しておりました。その一つに、歴史的に見ると間氷期から氷河期に入るだろうと言われておりました。気温が下がるというご意見もありました。一方で、二酸化炭素が300ppmからさらに400ppmのほうまで近づくと温暖化になるだろうという2つのせめぎ合いがあるだろうと。どちらも正しいという話になりまして、となると一番起こることは何かということ、気候の振れ幅が大きくなるのではないかとといった結論をたしか2000年の頃に議論した覚えがあります。

そのときには、「保険会社は大変だね」と、それくらいで済んだんですけれども、冗談で言っていたことが今、実際に起きておりました。災害の補償その他が本当に負担になってくるという時代になりました。

理想的には、バックキャスティングというんですけれども、先を予測して、そこから振り返って今をやる。そういうことをやってくればよかったですけれども、なかなかそれは我々も思いつきませんで、やはり教育をしっかりしなければと今になって改めて考えております。

ですから、環境教育等の推進をどのようにするかという現実の問題もあるのですけれども、例えば20年後はどうなっているだろうか。これを想定して、そこから逆に振り返って、その頃に対応するためには今から何をするかということをもう一度考え直す時期なのかなと思っております。

先ほどの矢澤部長様のお話にもありましたように、グretaさんに代表されるような若い世代からの声が非常に強く上がっております。したがって、このような若い方の声に応えるためにも、私どもが若い方と一緒に環境教育等を推進すると。

逆に言いますと、私どもも教育を受けなければいけないのかなと思っております。ですから、社会全体として環境教育等をどのように推進するか、忌憚のないご意見をいただきながら、様々な問題も同時に明らかにしていきたい。千葉市として、私ども千葉市に住む者として、明らかにしていきたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。

【塚本温暖化対策室主査】 ありがとうございます。

では、ここからの議事の進行につきましては、前野委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【前野委員長】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まずは、議題 2 でございます。「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」がございますが、その基本方針の見直しにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【安西環境保全課長】 説明させていただきたいと思います。

参考資料 1-1 をご覧ください。これまでの経緯も含めまして説明させていただきます。こちらは、千葉市環境基本条例第 27 条第 2 項の規定によりまして、「千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の見直しについて」ということで、昨年 8 月に、千葉市長から千葉市環境審議会に諮問させていただいたものでございます。

諮問理由といたしましては、平成 17 年 3 月に策定いたしました千葉市環境教育基本方針に基づきまして、「環境保全・創造の意欲の増進」「環境教育の推進」「市、市民、民間団体等の協働」の 3 つの柱に沿って環境教育に取り組んできたところでございます。

一方、国におきましては、持続可能な開発目標である SDGs の実現に向けました教育の重要性を踏まえて、環境教育等促進法に基づく基本方針の改定や小中学校の学習指導要領の改定などを行ったところでございます。

このような状況を受けまして、策定から長期間が経過いたしました本市の環境教育基本方針を見直すこととして、審議会に意見を求めたものでございます。

諮問に至った経緯等でございますが、参考資料 1-2 をご覧ください。まず、背景についてです。環境教育は、国が平成 15 年に環境教育推進法を制定いたしました。その後、環境教育等促進法として改められ、法の下、環境教育等基本方針が策定されまして、国民、事業者、民間団体、行政などがそれぞれの役割の下、協働しながら取り組まれてきたものでございます。

近年の動きといたしましては、平成 30 年に国の基本方針が改定されまして、環境教育を取り巻く現状を踏まえ、今後の学びの方向性を、体験活動の意義を捉え直し、地域や民間企業の「体験の機会のある場」の積極的な活用を図ることとしたものです。今後の施策の在り方を、学校のみならず、地域、若者、大人、法に基づく取組の活用の促進、パートナーシップ、これらの観点から整理しているところでございます。詳細につきましては参考資料 1-3 に示してございますが、こちらは国の方針の抜粋

となっております。

資料のほうに戻りまして、一方、国際社会におきましては、先ほども出ましたように、持続可能な開発目標（SDGs）が設定されました。SDGsの達成には、持続可能な開発のための教育（ESD）が重要な要素であると位置づけられております。日本のESD実施計画では、環境教育をESDが包含する形で整理されているところでございます。

参考資料1-2の裏に移りまして、現状と課題についてでございます。これまで本市としましては、基本方針にある3つの柱に沿って取組を行ってまいりました。「環境保全・創造の意欲の増進」としましては、自然観察会の実施や谷津田いきものの里などの拠点整備などを行い、「環境教育の推進」としましては、環境教育教材の作成・配布や環境学習モデル校の指定などを行ってきたところでございます。また、「市、市民、民間団体等の協働」としては、民間団体等の活動に関する情報交換や公民館講座への講師派遣などを行ってきたところでございます。

一方、昨年度、国におきましては、基本方針の改定や小中学校の学習指導要領の改定を行ったところであり、持続可能な開発のための教育（ESD）の実践が求められているところでございます。

このような下、策定から10年以上が経過しました本市の環境教育基本方針を見直しまして、社会的影響を踏まえつつ、その理念を盛り込むことが必要であると考えたところでございます。

今回諮問させていただきました見直しの視点に挙げます「ESDによる行政支援」「ESDを実践する教育者の育成」「ESDを通じた持続可能な地域づくりの参加促進」、このような観点からご検討いただくため、本日は、第1回の環境教育等推進専門委員会を開催させていただいたところでございます。素案の作成に当たりましては、検討の視点など、幅広いご意見をいただければと存じております。

引き続き、担当から、次期環境教育基本方針の策定に当たり、先生方の声や他の状況を視察してまいりましたので、それらを適宜、説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【小嶋温暖化対策室担当】 環境保全課の小嶋です。着座にて失礼いたします。

次期千葉市環境教育等基本方針の基本的な考え方について説明させていただく前に、まずは、現行の千葉市環境教育等基本方針の概要について説明いたします。先ほどの安西課長の説明と重複する箇所があるかと存じますが、ご了承ください。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは、現行の千葉市環境教育等基本方針の概要になります。平成17年に策定した現行の千葉市環境教育等基本方針は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することのできる持続可能な社会の実現のため、ページ左側の4にありますように、本市の地域特性を踏まえ、（1）市民、（2）事業者、（3）学校、（4）地域、（5）民間団体、（6）市の6つの主体が、自発性を生かしながら自立的に環境保全活動ができる環境づくり、人づくり、さらに、協働した取組の推進に資するよう策定しているところでございます。この策定の背景に

は、国が平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、翌16年に国の基本的な方針を決定し、環境教育の推進を強化したことがあります。

続きまして、基本方針の方向性及び実施する施策ですが、ページ右側の「5 実施する施策」をご覧ください。現行の基本方針は、(1) 環境保全・創造の意欲の増進、(2) 環境教育の推進、(3) 市、市民、民間団体等との協働の3つの柱に沿い、方針を整理しています。

まず、1つ目の柱である環境保全・創造の意欲の増進ですが、自然観察会の実施や谷津田いきものの里などの拠点整備とともに、千葉県ホームページ等を活用した環境情報の提供や、自主活動団体の環境保全への支援を行っているところでございます。具体的な活動例としましては、大草谷津田いきものの里における自然観察会などの普及啓発活動が挙げられます。

次に、2つ目の柱である環境教育の推進ですが、環境教育教材の作成・配布や環境学習モデル校の指定を行うとともに、地球環境保全協定の締結事業者への環境情報の提供を行い、職場における環境教育の実践を促しているところでございます。こちらの具体的な活動例としましては、毎年度、各区の小中学校1校ずつを環境学習モデル校として指定し、環境学習や環境保全活動の取組を率先して行っていただいております。その活動内容をまとめた実践集を作成することや、活動内容を報告する発表会の開催なども行っているところでございます。

最後に、3つ目の柱である市、市民、民間団体等との協働ですが、民間団体等の活動に関する情報交換や、公民館講座への講師派遣などを実施してきたところでございます。具体例としましては、生ごみ資源化アドバイザー養成事業がございまして、この事業は、生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録し、町内自治会、市民活動団体及び事業者等が行う生ごみの減量及び資源化推進を目的とした活動を対象に、アドバイザーを派遣するというものでございます。

これらの施策につきましては、「4 各主体の役割」にございまして、(1) 市民、(2) 事業者、(3) 学校、(4) 地域、(5) 民間団体、(6) 市、こちらの6つの主体を意識しつつ展開されてきたところでございます。

このように、本市は先ほど述べた施策を行ってきたところではございますが、昨年度の国における基本方針の改定や、小中学校の教育現場において新学習指導要領による持続的な開発のための教育(ESD)が求められていることを鑑み、策定から10年以上経過した本市の環境教育基本方針を見直す必要があると考えたところでございます。

資料1の説明は以上になります。何かご意見、ご不明点はございますでしょうか。

【前野委員長】 よろしいですか。

ないようですので、資料2のほうをお願いいたします。

【小嶋温暖化対策室担当】 続きまして、次期環境教育等基本方針の基本的な考え方

の骨子について説明させていただきます。

それでは、骨子について、資料 2-1 に沿ってご説明いたします。

次期基本方針は、「第 1 章 次期基本方針の基本的事項」「第 2 章 改定の背景」「第 3 章 基本理念」「第 4 章 実施施策」「第 5 章 環境教育の推進体制と点検・評価等」の 5 つの章で構成したいと考えております。

第 1 章につきましては、次期基本方針の基本的事項として、次期基本方針が千葉市環境基本条例第 19 条の規定に基づく基本方針として策定されていること。計画期間は 2020 年度から 2030 年度の 10 年間とし、必要に応じて見直すこと。主体別の特徴を踏まえた上で、環境教育を展開することを記載いたします。

第 2 章につきましては、改定の背景として、まず世界の動向として、2013 年、「国連持続可能な開発のための教育」の 10 年の後継プログラムとして、ESD に関するグローバル・アクション・プログラムが採択されたこと。2014 年に「持続可能な開発目標」が採択され、ESD は持続可能な社会の担い手づくりを通じて 17 全てのゴールの達成に貢献すると記載されたこと。さらに日本の動向として、2011 年に「環境教育等促進法」が公布されたこと。2012 年に「環境教育等促進法基本方針」が策定されたこと。そして、2018 年に「環境教育等促進法基本方針」が改定され、体験活動の意義等の捉え直しと「体験の機会のある場」の位置づけの見直しが行われ、学校のみならず、地域、若者、大人などの視点で今後の施策の在り方が示されたことを記載いたします。

また、千葉市の現状と課題について、アンケート等を踏まえて整理する予定でございます。

ここで、参考資料 2 をご覧ください。こちらは、2018 年の環境学習モデル校を対象に、環境教育に関するヒアリングを行った結果になります。ヒアリング項目としましては、①環境教育の推進について、②協働取組について、③環境教育教材について、④その他の 4 つあり、それぞれのヒアリング内容に対する学校からの意見と、そこから浮かび上がった現状と課題についてまとめたものになります。

ここで、資料 2-1 に戻ります。

先ほどの骨子案ですけれども、第 3 章の基本理念として、2018 年の「環境教育等促進法基本方針」の改定において、体験活動の意義の捉え直し等があったことを踏まえまして、環境、経済、社会は相互に密接に関わり合っていることを理解し、SDGs が示す人類の普遍的目標を見据えつつ、体験活動を通じた主体的、対話的で深い学びの中から、人、社会、自然のつながりを実感し、持続可能な社会をつくっていくことができる人間づくりを行うことと設定する予定です。

続きまして、第 4 章の実施施策ですけれども、施策の方向性としまして、現行の基本方針において取り組んできた施策を ESD の観点から見直すとともに、SDGs と関連づけながら一層推進することを記載いたします。見直しの視点としましては、参考資料 1-2 にもありましたとおり、「ESD における支援策」「ESD を実践する教育者の育成」「ESD を通じた持続可能な地域づくりの参加促進」の 3 つの観点で

行います。

各主体の取組を推進するための施策としては、資料 2-2 をご覧ください。ここでは、ページ左側に現行の施策体系、ページ右側に次期基本方針における施策体系ということで対比させております。現行につきましては、先ほども説明いたしましたけれども、①市民、②事業者、③学校、④地域、⑤民間団体、⑥市の 6 つの主体で構成されていましたが、次期基本方針では、①学校、②地域、③行政の 3 つの主体で構成することを考えております。

各主体の役割としましては、学校は、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、学年・学校間、地域の住民や民間団体、行政との連携に配慮しつつ、多様な体験活動を取り入れ環境教育を推進し、自ら考えて行動できるような人材が育つことを促す役割とさせていただく予定です。

地域につきましては、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を推進し、地域の環境配慮の意識を高める役割を考えております。「地域」には市民や企業、NPO 等を内包することを考えております。

行政につきましては、環境教育に関する施策を総合的に推進する役割、各主体の連携推進、情報提供者としての役割を考えております。

施策としましては、あくまでイメージでございますが、「環境教育の推進」「協働取組の推進」「人材育成及び活用」の 3 つの構成で現在考えております。

施策 1 につきましては、環境教育の推進として、教員用教材の作成や各種環境教育講座等のリスト化、体験の場の提供を考えております。

施策 2 につきましては、協働取組の推進として、各主体の架け橋となるような環境教育プラットフォームの設置を考えております。具体的には、ホームページ上でこのページさえ閲覧すれば、千葉市において実施されている環境教育にアクセスできるというようなものを現状考えております。また、環境表彰制度として、毎年 10 月に幕張メッセで開催される環境の祭典「エコメッセ」におきまして、環境活動団体や市民を対象に、1 年間の活動内容についての表彰を行いたいと考えております。

施策 3 ですが、人材育成及び活用として、引き続き講習会等の開催による人材育成を継続し、育った人材を活用する場を提供できるような仕組みづくりを考えております。

資料 2-2 の説明は以上になります。

ここで、資料 2-1 に戻ります。

続いて、第 5 章につきましては、環境教育の推進体制と点検・評価等として、環境教育の推進体制や点検・評価の設定等を記載する予定です。なお、点検方法や評価方法の設定等につきましては、現在、検討中でございます。

資料 2-1 と資料 2-2 の説明は以上になります。

続きまして、資料 3 をご覧ください。今後のスケジュール案についてご説明いたします。まず、本日開催の第 1 回専門委員会では、次期環境教育等基本方針の骨子案について審議していただきます。4 月下旬頃の第 2 回専門委員会では、より具体的

な内容を盛り込んだ素案を審議していただきます。さらに、7月頃の第3回専門委員会では基本方針案を審議していただき、10月頃にパブリックコメントを実施し、11月頃の第4回専門委員会では、パブリックコメントの内容についてご報告させていただく予定でございます。そして、12月頃に基本方針改定・公表という流れで考えております。

資料3の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

【前野委員長】 ありがとうございます。

それでは、先ほど参考資料2と資料1でもご説明ありましたところで、ご質問はなかったのですが、ご意見等も併せて頂戴したいと思います。今ご説明いただいた資料2の基本方針の骨子案、それと、その前に資料1でご説明申し上げました従来の基本方針と、改定に至った理由あるいは方針のようなものを全部含めまして、ご質問等ございましたらいただきたいと思っております。

補足説明が必要なものはございますでしょうか。先ほどは資料1、参考資料については質問はありませんでしたが、何かございますか。今ご説明申し上げました資料2あるいは3についてございますでしょうか。特にないようでしたら、全体にわたってでも結構でございますので、ご意見を頂戴したいと思います。

骨子案のご説明をいただいたのですけれども、骨子案について何かご意見をいただければと思います。まだ漠としたところがあって難しいかもしれません。私自身も、どういうふうにごどこから切り込んでいいか悩んでいるところでございます。

【森副委員長】 ちょっと質問みたいな形になってしまいますが、資料1のところでは1番、2番、3番という形で大項目が立って、資料2-1の骨子案のところでは第1章、第2章という形で項目が立っています。これが大体リンクするようなイメージと考えていいのですか。

【小嶋温暖化対策室担当】 はい。

【森副委員長】 現行の基本方針だと「基本方針策定の趣旨」というところから入っているものを、今回は「次期基本方針の基本的事項」から項目を整理していくという流れになっているということでしょうか。

【小嶋温暖化対策室担当】 そうです。

【前野委員長】 ほかにご質問等ございますでしょうか。

【三島委員】 多分包含されているとは思いますが、少し見えにくいかもしれないと思いましたので、ちょっと述べさせていただきたいと思っております。

新しい骨子案ですと、主体を学校、行政、地域と設定されていまして、これに何ら問題はないのですが、見方によっては、環境教育の対象者が学校教育の場だと誤解されるようだと狭いことになってしまうのではないかと思います。

今回の骨子案は決してそうではないことを目指していると思っておりますが、対象となるべきは子どもだけではなくて、その親世代がかなり重要な対象者になってくると思っておりますので、その点が誤解されないような表現がどこかに入っているとよいのではないかと思います。

【田原委員】 私、初めてこういう会議に参加させていただいているので、全く分からない文言とかいろいろありまして、これは今までやったことからどこが違っているのか、今までの素案と今度の方針はどこが変わっているというのを教えてください。

【矢澤環境保全部長】 先ほどの学校の関係、確かにおっしゃるとおり、学校だけが特異的に出ているイメージ、この絵が特にそうですが、そういうところを少し工夫して、例えば生涯学習的なところの機関、公民館に代表されますが、そういうところも当然、地域の方々の学びの場としては想定されていますよというのを工夫して入れていく必要があろうかと思っております。

2つ目、何が変わったか。うまく説明できるか難しいところですが、先ほど説明もありましたけれども、環境教育の取組の中で、SDGs、持続可能な社会をこれからどう構築していくかという視点が最初のものには明確に入らなかったのです。ですから、そこを取り込んでいかなければいけないだろうと。ただ、「持続可能な社会の構築」という言葉だけではなかなか分かりづらいところがあります。子どもたちに対しては、先ほど委員長からありましたが、20年後、30年後に今の環境がどうなっているか。言葉はいろいろあると思いますけれども、普通に今までと同じ環境で暮らすというわけにはいかないこと。豊かな環境を享受しながら生活するためには、自分たちは今何をしなければいけないだろうかというところを、今度の方針の中ではできるだけ取り込んでいきたいと考えております。

【田原委員】 こういう問題は、一般市民に分かりやすく伝えていかないと伝わらない。我々の団体は幼稚園から高校生までの子どもたちを抱えていますので、その子どもたちが団体でどこかに行ったときに環境のことを考えられるときに、分かりやすい文言とかは入れていただかないと難しいかなと思います。難しい言葉ばかり羅列されるよりも、一般市民が分かるような文言というのも必要かなといつも思っております。難しい言葉を羅列するのは役所のお仕事ですごく立派なことで、学校もそうでしょうけれども、そこら辺を私たちは団体として捉えたとしたら、分かりやすい言葉のほうになじみやすいかなというのがとてもあります。骨子の中では難しい言葉が羅列されています。もう少し具体的に分かりやすい言葉を並べていただくと、学校教育の中でも分かりやすいかなと思います。初めてこういう書類を見ましたので、ベテランの先生方は皆さんご存じなんだと思いますけれども、私がなぜここにいるのかが私も不思議に思っているような状況でございます。もっと環境に対しての体験のある方がいたんじゃないですか、人材として。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、いくら難しい言葉を並べたところで伝わらなければ何も意味がありませんので、分かりやすくしなければいけないところが第一義だと思っております。

一つの例を取れば、学校も、先ほどから言っているESDといいますか、持続可能な教育と同じようなテーマというか、やり方はこれまでもずっとやっています。例えば千葉市の学校教育の方針としても、自ら考え、自ら学び、自ら行動できる子

どもたちにしましょうというのは、千葉市の教育委員会も掲げていますし、そういったものは環境教育との親和性というか、方向性は全く同じだと思います。その中で環境教育ということをごどこまで意識するか別にしても、子どもたちは原体験が大事ですので、具体的に様々な活動を体験する中で環境について気づくというか、自分たちの行動していく中で、どうしたら環境をある程度継続していけるかというのが心の片隅に芽生えてくれればいいかなと思っていますので、先ほどおっしゃったようにできるだけ分かりやすく伝えていくことは大事だと思っています。

【田原委員】 去年からですが、15号・19号水害があったおかげで、子どもたちがそういうことに対してすごく興味を持つようになったんですね。今までのほほんとしていて、少年自然の家に行き、停電が起こってどうのこうのなるなんて考えたこともないことが起こるわけです。そうすると、その中で、もう少し温暖化というものを自分たちで考えなければいけないと感じている子どもたちが多くなってきていると思うのです。我々も千葉には災害はないと思っていました。そういう時点から、温暖化が影響して考えられないような風が吹いたり、そういうことがあるというのを子どもたちが実践として、茂原のホームが停電になって台風の時期に少年自然の家に行けなかった状況が起こっていますので、そういうときは環境問題とかを考えるいい機会だと私は思っています。

【前野委員長】 ありがとうございます。今、田原委員のお話をもっともで、私どもの専門がある程度複雑怪奇みたいな言葉でなっていますので、本質を突いている田原委員のお話はとても重要だと思います。分かりやすくしないと結局行動にはつながらないというのは一番重要なところだと思いますので、ぜひ田原委員にもこれからもいろいろなご意見を頂ければと思っています。

【田原委員】 私は子ども会の会長を十何年やっているのですが、幼稚園から高校生、大学生、いっぱいいます。その中からずっと子どもの変化を見てきていますので、そこからいろいろな意味で教えていかなければいけない問題の一つがこの環境だと思っています。ここで勉強させていただきます。

【前野委員長】 よろしくお願ひします。

今のご質問にもあつて私もなるほどなと思ったのですが、確かに、先ほど資料1の説明、参考資料2の説明では、なぜ基本方針を変えていくのかというご説明はありましたが、どこがどう変わった、どこをどう変えようとしているのか、これが少し見えにくいところがあったのかなと思いました。

先ほど矢澤部長からご回答があったこととも直結しますが、これは外国あるいは国がSDGsという言葉で代表されるような、誰も取り残さないような方針、施策を打ち出したと。あるいは世界に歩調を合わせたということになりますので、それを反映させた環境教育等の基本方針に変えなければいけないということかなと思いました。

そうしますと、例えばSDGsは17項目あつて、それぞれのゴールのマークが分かりやすく書いてあります。全てが分かりやすいとは言えないかもしれませんが、

この環境教育等推進専門委員会では、SDGs を少し明らかにして出して、その中のどれを市としては強調していきたいのか、あるいは教育の主体に入りたいのか、これを少し分かりやすく打ち出すことを一つの目標にしてみてもどうかと、今ご質問を受けてそういうふうに委員長として考えました。

【田原委員】 私ども、2月23日に千葉市生涯学習センターの一角を借り切って県の子ども会の研究大会をやります。その中にSDGsを一つセクションとして30人ぐらいの会を設けています。だから、この言葉は分かっていたのですが、具体的に勉強するのにいい機会だなと思ってこういうところに参加させていただいています。県の子ども会育成研究大会を2月23日に生涯学習センターの研修室を使ってやる予定ですので、もしご覧になりたかったらどうぞいらしてください。

【前野委員長】 ありがとうございます。SDGsは17項目のゴールがありまして、必ずしも環境と直結しているように見えないゴールがありますので、そこを少し分けて、環境教育に直結するところをまず出すというのも一つ方針としてはあるかなと思っています。

そのほかに、直接には関係ないけれども、ほかのところにつながっているというゴールもありますので、その濃淡をつけるといいますか、千葉市の環境審議会、それから環境教育等推進専門委員会としては、ここを強調していきたい、あるいはここはほかの方々に任せるといふようなところで、少し濃度を変えるといいますか、それがこの専門委員会としてもあっていいのかなと思いました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

【森副委員長】 資料2-2で、次期基本方針の施策体系を現行の基本方針施策体系から見直すという図があります。その中に、「新たな主体区分に再整理」と、「継続して取り組む事項・強化する事項を整理・統合」とありますが、見直しの視点としてESDの観点を入れて整理したのかもしれませんが、現行の基本方針において、こういうところが問題であるとか、そういったところが多分あると思います。そういったところも踏まえて見直されていると思うので、その辺を明確にしておいたほうがいいと思います。多分整理してこうなっていると思います。そういうものを資料として出したほうが、こういう視点で市は直しましたとか、考えていますというのが明らかになる。パブコメなんかのときもその辺が分かれば意見ももらいやすいだろうし、言葉は悪いですが、もう少し丁寧に書いてあげると、先ほど言われた市民に分かりやすいというところはもう少し出てくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【前野委員長】 ありがとうございます。非常に重要なご指摘でありまして、現行基本方針の施策体系はある程度できておりまして、また一方、次期基本方針の施策体系もこういうものがぼんと出されてきたのですが、その間がなかなか見えないというところで、資料2-2でいいますと、真ん中に書いてあることがもう少しプロセスが見えるような状態でいたほうがいいのかと思っています。

もちろんこの委員会の議論で見えることがとても重要ですが、その結果、

例えば案としてあるいは方針として出したほうがいいのか、出さないほうがいいのか、こういう議論もしたほうがいいのかと思いました。

【矢澤環境保全部長】 そのあたりにつきましては、次回までに少し工夫させていただきたいと思います。

【森副委員長】 追加でもう一つすみません。資料 2-1 の千葉市の現状と課題というところで、アンケートを踏まえて整理と書いてありますが、これは今後やられるのですか、もうやられているのですか。

【小嶋温暖化対策室担当】 こちらにつきましては、まず、学校の先生に対しては直接ヒアリングに行きました。さらに庁内照会をかけまして、ご本人たちは環境教育に関する講座をやっているという認識はないとは思いますが、他課でいろいろとそういった環境教育に関する講座をやっているかという照会は、庁内向けにはやらせていただいているところです。ただ、「各主体における」とここで表現させていただいておりますので、そのほか企業、NPO さんだとかというところは現状まだやっておりません。

【森副委員長】 これからということですね。

【小嶋温暖化対策室担当】 そうです。今後やる方向で検討していきたいと考えています。

【森副委員長】 そうすると、ここからも次期基本方針につながる場所も出てくるかと思うので、そういうところも追加しなくてはいけない項目として増える可能性はあると思われます。

【小嶋温暖化対策室担当】 そうです。

【矢澤環境保全部長】 それぞれの企業も SDGs については企業としても、イメージのアップであったり、経営的などところで投資を呼び込む部分とかだけではなく企業としての持続可能性や社会的責任を意識し、かなり取り組んでいますので、そういったところのノウハウも頂きながらやっていければと思っています。

【前野委員長】 ありがとうございます。参考資料 2 で今ご議論が進んだのかなと思いますが、小学校、中学校に対するヒアリングをした結果が参考資料 2 にあって、それを踏まえて、千葉市の現状と課題で各主体におけるというところはこれからというところですね。

【小嶋温暖化対策室担当】 はい。

【前野委員長】 ありがとうございます。これにつきましては、アンケートでやっていかれるお考えでしょうか。それとも何かほかの手段で。

【小嶋温暖化対策室担当】 具体的にどういった形でということまでは、企業に対してとかはまだ決まっていませんので、そういったところも含めて何かいい方法がございましたら、意見等を頂けたらありがたいと考えています。

【前野委員長】 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【三島委員】 資料 2-2 の模式図の各主体の役割のところですが、行政のところ、包括的な表現を取られているのでこれで大丈夫なのかもしれないですけども、総

合的に推進する役割と、連携推進、情報提供者としての役割というのが記されていると思います。この中で、千葉市の中での各部局との連携推進というのが含まれているとよりよいのかなと思っております。農業系の部局、生涯教育系の部局、公園緑地の部局というふうに連携を取れるところがあるのではないかと思います。

【前野委員長】 ただいまのご意見につきましてはいかがでしょうか。

【矢澤環境保全部長】 市全体として、目的として環境教育を前面に出しているかどうかは別にしても、その考え方というか、結果として自ら持続可能な社会という方向性やプロセスとしては同じものがありますので、そのあたりは協力しながら、連携しながらやっていきたいと思っております。

【前野委員長】 よろしいですか。

ほかにご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

資料 1 に関連してですけれども、環境教育の推進のところで、学習のモデル校をずっとやってこられて毎年選ばれていらっしゃるのですが、このような教育の推進は次の基本方針でも継続していかれると考えてよろしいですね。とてもいいシステムなので、委員長としてもぜひ続けてほしいなという意見を持っております。

【矢澤環境保全部長】 基本的にはモデル校についてはやっていこうと思っているのですが、今、単年度で変わってしまったり、継続性がなかったりしますので、そのあたりは継続してやっていけるような仕組みづくりも含めて、少し検討していかなければいけないのかなと思っております。

【前野委員長】 私どもも教育の中で、ピア・エデュケーションといいますか、一旦講習を受けた人が次の低学年なり若い方、あるいはほかの方に教えるという、教え合うようなシステムができるといいなと思っております。そのためにもモデル校、あるいはしっかりした講習をやって、勉強会をやって、その方がマイスターのようなものを称号としてもらって、ヤングマイスターならヤングマイスターとして同じ学校の若い世代を何かで引っ張っていくようなシステムができるととてもいいなと思っております。

【矢澤環境保全部長】 ありがとうございます。そういった視点も含め、大人もそうですけれども、学校にこだわるわけではないですが、6年生が3年生に教えるという体験を通じて、6年生も自分がやったことに対して責任を持つような効果もあったり。そういったことも含めてさまざまな主体が教えるといいますか、一緒にやっていこうという主体になっていければいいと考えているところです。

【前野委員長】 ありがとうございます。ほかにご意見等あるいはご質問等ございますでしょうか。

骨子案が資料 1 と 2 で書かれておりました。先ほどのご質問とも関連して、資料 2 - 2 の骨子案の次期基本方針の施策体系につきましては少しリバイスされて、学校だけが突出しないような形に書いていただくというようなご意見だったと思うのですが、そこは反映していただければいい感じでしょうか。大丈夫ですか。

またこの委員会でも案を練って、こういうふうを書くといいのではないかという

ご意見もいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

特に、SDGs の最後の 17 のゴールにはパートナーシップがありますので、そこをうまくターゲットの一つに、ゴールの一つにできればいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見あるいはご質問、ございませんでしょうか。

よろしいですか。特にないようでしたら、引き続き、基本方針の見直し、ブラッシュアップ、こういったものを進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題 2 としては以上のご議論をいただいたところでございますけれども、次の議題に移ってよろしゅうございましょうか。議題としては終わりでございますが、そのほか連絡事項等ございますでしょうか。

【塚本温暖化対策室主査】 会議の冒頭でもお知らせしましたとおり、本会議は千葉市情報公開条例の規定により公表することが原則となっております。また、本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表いたします。

以上でございます。

【前野委員長】 ありがとうございます。公開の原則、また、議事録の案を作成した後に委員の皆様にご確認いただきまして、公開の議事録とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに連絡事項はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、第 1 回環境教育等推進専門委員会を終了したいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

午後 4 時 5 分 閉会